

議案第28号

恵庭市副市長の選任の同意について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、恵庭市副市長を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和3年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 横 道 義 孝

〔住 所〕

〔生年月日〕

恵庭市副市長の選任

退任となる副市長

氏名	北越俊二	生年月日	
住所			
任期	自平成29年11月29日～至令和3年3月31日		
退任理由	自己都合による退任		

選任する副市長（新任）

氏名	横道義孝	生年月日	
住所			
任期	自令和3年4月1日～至令和7年3月31日		
最終学歴			

<職歴>

昭和60年 4月 1日 恵庭市奉職
 平成22年 4月 1日 企画振興部地域整備室主幹
 平成25年 4月 1日 経済部農政課長
 平成28年 4月 1日 総務部次長
 平成30年 4月 1日 総務部長

根拠法令	地方自治法第161条
委員数	1人（恵庭市副市長の定数を定める条例）
任期	4年（地方自治法第163条）
資格要件	副市長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 （地方自治法第162条）
禁止事項等	検察官、警察官、収税官吏、普通地方公共団体における公安委員会の委員、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職禁止

議案第 29 号

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正について

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市駐車場条例及び恵庭市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(恵庭市駐車場条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市駐車場条例（平成 19 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「恵庭市相生町 3 6 8 番 1」を「恵庭市相生町 1 丁目 6 0 2 番」に、「恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 6」を「恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 5」に改める。

(恵庭市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市自転車等駐車場条例（平成 27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「恵庭市相生町 2 番 1 外」を「恵庭市相生町 1 丁目 6 0 5 番 1」に、「恵庭市相生町 5 0 0 番 5 外」を「恵庭市相生町 3 丁目 5 0 0 番外」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市駐車場条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案																				
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 507 1095 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>恵庭駅西口駐車場</td> <td>恵庭市相生町 368 番 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>恵み野跨線橋高架下西駐車場</td> <td>恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 6、2 番 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第16条（略）</p>	名称	位置	（略）		恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町 368 番 1	（略）		恵み野跨線橋高架下西駐車場	恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 6、2 番 5	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 507 1991 751"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>恵庭駅西口駐車場</td> <td>恵庭市相生町 1 丁目 602 番</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>恵み野跨線橋高架下西駐車場</td> <td>恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 5、2 番 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第16条（略）</p>	名称	位置	（略）		恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町 1 丁目 602 番	（略）		恵み野跨線橋高架下西駐車場	恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 5、2 番 5
名称	位置																				
（略）																					
恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町 368 番 1																				
（略）																					
恵み野跨線橋高架下西駐車場	恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 6、2 番 5																				
名称	位置																				
（略）																					
恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町 1 丁目 602 番																				
（略）																					
恵み野跨線橋高架下西駐車場	恵庭市柏陽町 1 丁目 1 番 5、2 番 5																				

恵庭市自転車等駐車場条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行				改正案			
第1条・第2条（略）				第1条・第2条（略）			
（種類、名称、位置及び利用対象自転車等）				（種類、名称、位置及び利用対象自転車等）			
第3条 駐車場の種類、名称、位置及び利用対象自転車等は、次の表のとおりとする。				第3条 駐車場の種類、名称、位置及び利用対象自転車等は、次の表のとおりとする。			
種類	名称	位置	利用対象自転車等	種類	名称	位置	利用対象自転車等
有料自転車駐車場	恵庭駅西口屋内自転車駐車場	恵庭市相生町 2 番 1 外	自転車	有料自転車駐車場	恵庭駅西口屋内自転車駐車場	恵庭市相生町 1 丁目 605 番 1	自転車
無料自転車等駐車場	恵庭駅西口高架下自転車等駐車場	恵庭市相生町 500 番 5 外	自転車及び原動機付自転車	無料自転車等駐車場	恵庭駅西口高架下自転車等駐車場	恵庭市相生町 3 丁目 500 番 5 外	自転車及び原動機付自転車
		(略)				(略)	
第4条～第16条（略）				第4条～第16条（略）			

議案第30号

恵庭市国民健康保険条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条—第6条の2」を「第5条～第6条の2」に改める。

第6条の2第1項中「給与」を「給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）」に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改め、同条第2項中「給与収入」を「給与等の収入」に改め、同条第4項中「給与収入」を「給与等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険条例第6条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間の属する場合に適用する。

恵庭市国民健康保険条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章（略）</p> <p>第 4 章 保険給付(第 4 条—第 6 条の 2)</p> <p>第 5 章～第 7 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 6 条（略）</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第 6 条の 2 被保険者(給与</p> <hr/> <p>_____の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が療養のため労務に服することができなとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <hr/> <p>_____に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章（略）</p> <p>第 4 章 保険給付(第 5 条～第 6 条の 2)</p> <p>第 5 章～第 7 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 6 条（略）</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第 6 条の 2 被保険者(給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が療養のため労務に服することができなとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。</p>

現行	改正案
<p>2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の<u>給与収入</u>の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項に規定する労務に服することができない期間において、<u>給与収入</u>の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる<u>給与収入</u>の額が、第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 7 条～第 14 条 (略)</p>	<p>2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の<u>給与等の収入</u>の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項に規定する労務に服することができない期間において、<u>給与等</u>の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる<u>給与等</u>の額が、第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 7 条～第 14 条 (略)</p>

議案第31号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表排水区域の項中「1,881.4ヘクタール」を「1,887.1ヘクタール」に、同表排水人口の項中「6万7,670人」を「6万7,800人」に、「1,788人」を「1,676人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

恵庭市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案																												
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">種別</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公共下水道</th> <th style="text-align: center;">個別排水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水区域</td> <td style="text-align: center;">1,881.4ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>排水人口</td> <td style="text-align: center;">6万7,670人</td> <td style="text-align: center;">1,788人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第7条（略）</p>		種別		公共下水道	個別排水処理	排水区域	1,881.4ヘクタール	/	排水人口	6万7,670人	1,788人	（略）			<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">種別</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公共下水道</th> <th style="text-align: center;">個別排水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水区域</td> <td style="text-align: center;">1,887.1ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>排水人口</td> <td style="text-align: center;">6万7,800人</td> <td style="text-align: center;">1,676人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第7条（略）</p>		種別		公共下水道	個別排水処理	排水区域	1,887.1ヘクタール	/	排水人口	6万7,800人	1,676人	（略）		
		種別																											
	公共下水道	個別排水処理																											
排水区域	1,881.4ヘクタール	/																											
排水人口	6万7,670人	1,788人																											
（略）																													
	種別																												
	公共下水道	個別排水処理																											
排水区域	1,887.1ヘクタール	/																											
排水人口	6万7,800人	1,676人																											
（略）																													

議案第32号

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,963,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和3年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		8,307,316	△89,050	8,218,266
	1. 市 民 税	3,731,510	△42,696	3,688,814
	2. 固 定 資 産 税	3,329,827	△34,319	3,295,508
	5. 入 湯 税	10,200	△3,939	6,261
	6. 都 市 計 画 税	598,748	△8,096	590,652
2. 地 方 譲 与 税		271,185	△10,450	260,735
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	196,600	△10,450	186,150
8. ゴルフ場利用税交付金		67,700	△24,303	43,397
	1. ゴルフ場利用税交付金	67,700	△24,303	43,397
16. 国 庫 支 出 金		12,844,094	1,022,292	13,866,386
	2. 国 庫 補 助 金	8,972,588	1,022,292	9,994,880
17. 道 支 出 金		2,280,167	26,500	2,306,667
	2. 道 補 助 金	534,745	26,500	561,245
18. 財 産 収 入		66,653	6,610	73,263
	2. 財 産 売 払 収 入	44,929	6,610	51,539
19. 寄 附 金		1,045,533	200	1,045,733
	1. 寄 附 金	1,045,533	200	1,045,733
20. 繰 入 金		2,836,838	△993,054	1,843,784
	1. 繰 入 金	2,836,838	△993,054	1,843,784
21. 繰 越 金		531,320	△43,257	488,063
	1. 繰 越 金	531,320	△43,257	488,063
23. 市 債		1,841,300	198,757	2,040,057
	1. 市 債	1,841,300	198,757	2,040,057
歳 入	合 計	38,869,715	94,245	38,963,960

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		13,540,284	22,210	13,562,494
	1. 総 務 管 理 費	13,351,776	22,210	13,373,986
6. 農 林 水 産 業 費		470,385	26,500	496,885
	1. 農 林 費	470,385	26,500	496,885
8. 土 木 費		3,074,588	13,013	3,087,601
	5. 住 宅 費	129,820	13,013	142,833
10. 教 育 費		1,644,012	32,522	1,676,534
	2. 小 学 校 費	401,462	32,522	433,984
歳 出	合 計	38,869,715	94,245	38,963,960

第二表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	3 市史編さん事業費	6,642
2 総務費	1 総務管理費	4-16 学校感染予防対策事業費	15,600
3 民生費	1 社会福祉費	3-1 自立支援事務費	1,020
6 農林水産業費	1 農林費	4 農業振興対策事業費	26,500
8 土木費	5 住宅費	5 恵央団地3号棟改修事業費	13,013
10 教育費	2 小学校費	7 恵み野旭小学校校舎・講堂煙突石綿対策事業費	32,522

第三表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	128,120	普通貸借 又は 証券発行	以内 5.0% (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内とし、償還は毎年度2期元利均等償還とする。ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。
特別減収対策債	22,459	普通貸借 又は 証券発行	以内 5.0% (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内とし、償還は毎年度2期元利均等償還とする。ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
学校教育施設整備事業債	93,100	114,600
臨時財政対策債	703,000	729,678

令和 2年度恵庭市一般会計補正予算（第14号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	千円 8,307,316	千円 △89,050	千円 8,218,266
2. 地 方 譲 与 税	271,185	△10,450	260,735
8. ゴルフ場利用税交付金	67,700	△24,303	43,397
16. 国 庫 支 出 金	12,844,094	1,022,292	13,866,386
17. 道 支 出 金	2,280,167	26,500	2,306,667
18. 財 産 収 入	66,653	6,610	73,263
19. 寄 附 金	1,045,533	200	1,045,733
20. 繰 入 金	2,836,838	△993,054	1,843,784
21. 繰 越 金	531,320	△43,257	488,063
23. 市 債	1,841,300	198,757	2,040,057
歳 入 合 計	38,869,715	94,245	38,963,960

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	千円 13,540,284	千円 22,210	千円 13,562,494	千円 1,011,361	千円 0	千円 0	千円 6,810	千円 △995,961
6. 農 林 水 産 業 費	470,385	26,500	496,885	0	26,500	0	0	0
8. 土 木 費	3,074,588	13,013	3,087,601	0	0	0	0	13,013
10. 教 育 費	1,644,012	32,522	1,676,534	10,931	0	21,500	0	91
歳 出 合 計	38,869,715	94,245	38,963,960	1,022,292	26,500	21,500	6,810	△982,857

2. 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	千円 3,267,005	千円 △42,696	千円 3,224,309	1 現年課税分	千円 △42,696	千円
計	3,731,510	△42,696	3,688,814			

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	千円 3,329,827	千円 △34,319	千円 3,295,508	1 現年度の 純固定資産分	千円 △34,319	千円
計	3,329,827	△34,319	3,295,508			

(項) 5 入湯税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 入湯税	千円 10,200	千円 △3,939	千円 6,261	1 現年課税分	千円 △3,939	千円
計	10,200	△3,939	6,261			

(項) 6 都市計画税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 都市計画税	千円 598,748	千円 △8,096	千円 590,652	1 現年課税分	千円 △8,096	千円
計	598,748	△8,096	590,652			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	千円 196,600	千円 △10,450	千円 186,150	1 自動車重量譲与税	千円 △10,450	千円
計	196,600	△10,450	186,150			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	千円 67,700	千円 △24,303	千円 43,397	1 ゴルフ場利用税交付金	千円 △24,303	千円
計	67,700	△24,303	43,397			

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	千円 7,706,308	千円 7,800	千円 7,714,108	1 総務費補助金	千円 7,800	千円 学校保健特別対策事業費補助金 7,800
6 教育費国庫補助金	170,721	10,931	181,652	1 小学校費補助金	10,931	恵み野旭小学校煙突石綿対策事業費 10,931
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	261,328	1,003,561	1,264,889	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,003,561	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,003,561
計	8,972,588	1,022,292	9,994,880			

(款) 17 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	千円 213,109	千円 26,500	千円 239,609	1 農業費補助金	千円 26,500	強い農業づくり事業 千円 26,500
計	534,745	26,500	561,245			

(款) 18 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	千円 44,639	千円 6,610	千円 51,249	1 不動産売払収入	千円 6,610	市有地処分収入(管財・契約課) 千円 6,610
計	44,929	6,610	51,539			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 1,045,533	千円 200	千円 1,045,733	1 寄附金	千円 200	まちづくり推進基金寄附 千円 200
計	1,045,533	200	1,045,733			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,829,664	千円 △993,054	千円 1,836,610	1 財政調整基金繰入金	千円 △993,054	財政調整基金繰入金 千円 △993,054
計	2,836,838	△993,054	1,843,784			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 531,320	千円 △43,257	千円 488,063	1 繰越金	千円 △43,257	繰越金 千円 △43,257
計	531,320	△43,257	488,063			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	千円 100,000	千円 21,500	千円 121,500	1 教育債	千円 21,500	恵み野旭小学校煙突石綿対策事業債 千円 21,500
8 臨時財政対策債	703,000	26,678	729,678	1 臨時財政対策債	26,678	臨時財政対策債 26,678
9 減収補填債	0	128,120	128,120	1 減収補填債	128,120	減収補填債 128,120
10 特別減収対策債	0	22,459	22,459	1 特別減収対策債	22,459	特別減収対策債 22,459
計	1,841,300	198,757	2,040,057			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
12財産管理費	千円 148,107	千円 6,610	千円 154,717	千円	千円	千円 6,610	千円	24積立金	千円 6,610	5. 公共施設等管理保全基金積立金 積立金 (6,610) 6,610
18諸費	9,681,772	15,600	9,697,372	1,011,361		200	△995,961	10需用費	7,332	4. 新型コロナウイルス対策事業費 需用費 (15,600) 7,332
				国		寄附金		17備品購入費	8,268	消耗品費 7,332 備品購入費 8,268
										4-1. 感染予防対策事業費
										4-3. 地域経済活性化事業費
										4-8. 広報費
										4-10. 地方創生臨時交付金事業費(管財・契約課)
										4-11. 地方創生臨時交付金事業費(企画課)
										4-12. 地方創生臨時交付金事業費(保健課)
										4-13. 地方創生臨時交付金事業費(子ども家庭課)
										4-14. 学童クラブ等感染予防対策事業費
										4-16. 学校感染予防対策事業費 需用費 (15,600) 7,332 消耗品費 7,332 備品購入費 8,268
										4-17. GIGAスクール推進事業費
										4-18. 学校給食臨時休業対策事業費
										4-23. 地方創生臨時交付金事業費(介護福祉課)
計	9,829,879	22,210	9,852,089	1,011,361		6,810	△995,961			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	千円 102,835	千円 26,500	千円 129,335	千円 26,500	千円	千円	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 26,500	千円 4. 農業振興対策事業費 (26,500) 負担金補助及び交付金 26,500 強い農業づくり事業補助金 26,500
計	102,835	26,500	129,335	26,500						

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 住宅管理費	千円 129,820	千円 13,013	千円 142,833	千円	千円	千円	千円	14 工事請負費	千円 13,013	千円 5. 恵央団地3号棟改修事業費 (13,013) 工事請負費 13,013
計	129,820	13,013	142,833				13,013			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 学校整備費	千円 112,480	千円 32,522	千円 145,002	千円 10,931	千円 21,500	千円	千円	10 需用費	千円 50	千円 7. 恵み野旭小学校校舎・講堂煙突石綿対策事業費 (32,522) 需用費 50 消耗品費 50 委託料 627 監理委託 工事請負費 31,845
							91	12 委託料	627	
								14 工事請負費	31,845	
計	112,480	32,522	145,002	10,931	21,500		91			

説明資料

(一般会計) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-1 感染予防対策事業費	0	7,079				△ 7,079	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-3 地域経済活性化事業費	0	529,213				△ 529,213	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-8 広報費	0	246				△ 246	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-10 地方創生臨時交付金事業費(管財・契約課)	0	95,259				△ 95,259	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-11 地方創生臨時交付金事業費(企画課)	0	57,310				△ 57,310	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-12 地方創生臨時交付金事業費(保健課)	0	55,519				△ 55,519	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-13 地方創生臨時交付金事業費(子ども家庭課)	0	1,195				△ 1,195	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-14 学童クラブ等感染予防対策事業費	0	3,962				△ 3,962	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-16 学校感染予防対策事業費	0	24,682				△ 24,682	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-17 GIGAスクール推進事業費	0	209,897				△ 209,897	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-18 学校給食臨時休業対策事業費	0	3,199				△ 3,199	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-23 地方創生臨時交付金事業費(介護福祉課)	0	16,000				△ 16,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更
合 計					0	1,003,561	0	0	0	△ 1,003,561	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 △1,003,561

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	12 財産管理費	5 公共施設等管理保全基金積立金	6,610				6,610		市有地売払収入積立
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-16 学校感染予防対策事業費	15,600	7,800				7,800	新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の実施
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-23 地方創生臨時交付金事業費(介護福祉課)	0				200	△ 200	えにわ・花子さん愛情寄附の受領に伴う財源内訳の変更
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉費	9 生活困窮者自立支援事業費	0						新型コロナウイルス感染症対策事業として財源内訳の変更(一般財源:財政調整基金繰入金 2,907 繰越金 △2,907)
6	農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	4 農業振興対策事業費	26,500		26,500				強い農業づくり事業補助金の要望拡大
8	土木費	5 住宅費	1 住宅管理費	5 恵央団地3号棟改修事業費	13,013					13,013	火災によって損壊した市営住宅の復旧工事
10	教育費	2 小学校費	3 学校整備費	7 恵み野旭小学校校舎・講堂煙突石綿対策事業費	32,522	10,931		21,500		91	国庫補助採択による事業促進
				一 般 財 源 調 整	0						財源対策のための地方債発行及びこれに伴う一般財源の調整・減額調整 個人市民税 △42,696 純固定資産税 △34,319 入湯税 △3,939 都市計画税 △8,096 自動車重量譲与税 △10,450 ゴルフ場利用税交付金 △24,303 繰越金 △53,454 ・増額調整 臨時財政対策債 26,678 減収補填債 128,120 特別減収対策債 22,459
小 計					94,245	18,731	26,500	21,500	6,810	20,704	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 △993,054 繰越金 △43,257 個人市民税 △42,696 純固定資産税 △34,319 入湯税 △3,939 都市計画税 △8,096 自動車重量譲与税 △10,450 ゴルフ場利用税交付金 △24,303 臨時財政対策債 26,678 減収補填債 128,120 特別減収対策債 22,459
合 計					94,245	1,022,292	26,500	21,500	6,810	△ 982,857	
※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更分を含む											

